

旭川市環境基本条例

平成10年3月30日
条例 第13号

旭川市は、大雪山連峰から連なる山並みに抱かれ、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、夏の暑さや冬の厳しい寒さ、四季の鮮明な移り変わり等北国の中でも特色ある風土を有している。

この風土の中で、農業をはじめ、内陸の交通の要衝という地理的条件を生かした産業が発展を続け、旭川市は、今や北海道の拠点都市となった。

しかし、都市化の進展は、市民生活の利便性を向上させた反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型経済社会を生み出した。その結果、不用物の増大による環境への影響は、環境の持つ復元能力を超え、地域のみならず地球的規模で広がりを見せており、更には人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、快適で安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、市民一人一人が現在の生活の在り方を見直して、自然の中で生きてきた、アイヌの人々、開拓に携わってきた人々等先人たちの豊かな知恵と私たちが持てる科学の知見とによって、失われつつある自然の回復に努め、限りある地球の資源を保全し、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

ここに、人と自然が調和した旭川の風土にふさわしい良好な環境を確保するとともに、地球市民の一員としてかけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に

関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が等しく、人と自然が調和した良好な環境の恩恵を受け、この良好な環境をより質の高いものとして将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源の循環的な利用を促進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に、相互に協力し、かつ、連携して推進されなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (施策の基本方針)

第7条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 水と緑による都市景観の形成、歴史的文化的環境の形成、冬の快適な生活環境の創造等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境を形成すること。
- (4) 人と環境のかかわりについて理解を深め、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等環境への負荷の少ない新たな生活文化を形成すること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取組への貢献に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、旭川市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、旭川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境基本計画に基づく施策の実施状況等を明らかにするため、旭川市環境白書を作成し、公表しなければならない。

(市民環境週間)

第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、旭川市民環境週間を設ける。

2 旭川市民環境週間は、6月1日から1週間とする。

3 市は、旭川市民環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、既に行われた前項の事業のうち環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った事業者がその事業に係る影響について自ら適正に調査及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為等環境の保全上の支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備)

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する施設の整備を積極的に

推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第15条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要なときは、事業者との間で環境への負荷の低減に資する協定を締結するものとする。

(水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造)

第16条 市は、人と自然が触れ合い、緑豊かな市域の形成を図るため、森林、緑地及び河川の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、生物の生息環境及び生育環境に配慮し、在来野生生物及び希少野生生物の保護に努めるものとする。

3 市は、河川空間の整備、河畔林の保全等により、良好な河川の環境を確保するとともに、山並み、丘陵地、農地等から成る緑の連続性の保全及び創造を図り、水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、農地が有する環境の保全及び創造に寄与する多様な機能を保全し、及び創造するため、農地の有効利用、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市環境の保全及び創造)

第17条 市は、潤いと安らぎのある快適な都市環境を保全し、及び創造するため、都市の緑化及び美化の推進、良好な景観及び親水性の高い水辺地の形成、快適な音の環境の確保、歴史的又は文化的な財産の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適な冬の生活環境の保全及び創造)

第18条 市は、快適な冬の生活環境を保全し、及び創造するため、雪や寒さに関する調査研究を行うとともに、雪を克服し、及び利用し、並びに雪に親しむ総合

的な対策を推進するものとする。

- 2 市は、冬の大気環境の保全を図るため、市域の地理的及び気象的特性を考慮し、必要な対策に努めるものとする。

(資源及びエネルギーの消費の抑制等の促進)

第19条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の市の事業の実施に当たって、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化に努めるものとする。

- 3 市は、新しいエネルギー(廃棄物等の循環的な利用により生み出されるものを含む。)の開発に対する事業者の取組を促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を自ら進めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第21条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の環境の保全に関する活動を促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民、事業者又は民間団体に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境学習等の推進)

第22条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関

する学習を推進するものとする。

- 2 市は、特に次代を担う子どもたちの環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全に関する施策の推進)

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、関係機関及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第24条 市は、市民、事業者又は民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加の機会の確保)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第26条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境に関する意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供並びに調査研究の実施)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査研究に努めるものとする。

(国等との協力)

第28条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のための広域

的な取組を必要とする施策については、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力して推進するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第29条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するように努めるものとする。

(財政上の措置)

第30条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境監査等)

第31条 市は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、実施した事業、利用した製品等における環境への配慮の状況を検査することにより、自ら環境監査の実施に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第32条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、旭川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によつ

て新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。